平成２４年（フ）第５１号
鹿児島県指宿市十町1115番地
破産者　中村　隆江
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１０２６号
さいたま市見沼区大字御蔵441番地18
破産者　齊藤　卓充
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５３号
埼玉県川口市西青木１―11―22清和荘10号比嘉方、住民票上の住所埼玉県上尾市大字中新井520番地151、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市並木２－７－３
破産者　島袋　善光
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５５号
福岡県大野城市白木原２丁目11番23号
破産者　梅嵜　春枝
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２８号
福岡市博多区住吉３丁目８番６号
破産者　鎌田　るみ
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２５０号
福岡市博多区堅粕４丁目25番14号
破産者　篠原ひとみ
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４７号
茨城県常陸太田市山下町4202番地の２　常豊ハイツＢ―206号、開始決定時の住所茨城県常陸太田市高柿町297番地
破産者　小川　　緑（開始決定時の姓荒井）
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３７号
茨城県桜川市西小塙1755番地
破産者　谷川　光夫
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３９号
茨城県桜川市西小塙1755番地
破産者　谷川　裕樹
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９１４号
埼玉県川越市神明町52番地３　シティハイムクラリスＤ―201号室
破産者　髙橋　昭二
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３号
神奈川県藤沢市天神町３丁目23番地の１ソフィア湘南104号、開始決定時の住所埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地７　リバーサイド壱番街８号棟102号室
破産者　長田　修志
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６４号
埼玉県入間市高倉４丁目９番15号
破産者　西澤　雅之
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０４号
埼玉県川越市西小仙波町１丁目４番地３
破産者　岡田　政幸
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８００号
埼玉県所沢市大字上安松字島台20番地62　銀水荘102号室、住民票上の住所埼玉県所沢市大字上安松1379番地の16
破産者　馬場　久男
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８０４号
埼玉県富士見市大字鶴馬3253番地の11
破産者　服部　四郎
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６９号
埼玉県入間市東町２丁目３番23号
破産者　橋本　裕美
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７５号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲3114番地
破産者　織田　由美
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２２２４号
札幌市東区東苗穂９条１丁目１番３号　マンションペルソナ102号
破産者　永田　和也
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２８３号
札幌市清田区里塚緑ケ丘10丁目11番７号
破産者　中嶋　敏男
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部